

平成 2 7 年 1 2 月 2 5 日

東葛中部地区総合開発事務組合議会
平成 2 7 年第 3 回定例会会議録

東葛中部地区総合開発事務組合議会

東葛中部地区総合開発事務組合議会
平成27年第3回定例会会議録

目 次

○開	会	1								
○議	長	選	挙	4						
○副	議	長	選	挙	5					
○会	期	の	決	定	7					
○会	議	録	署	名	議	員	の	指	名	7
○議	案	第	1	号	7					
○議	案	第	2	号	8					
○一	般	報	告	10						
○一	般	質	問	10						
○閉	会	11								
○署	名	12								

東葛中部地区総合開発事務組合議会
平成27年第3回定例会会議録

平成27年12月25日（金）午前10時3分開議

議事日程

- 日程第 1 議長選挙
日程第 2 副議長選挙
日程第 3 会期の決定
日程第 4 会議録署名議員の指名
日程第 5 議案第1号 東葛中部地区総合開発事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 6 議案第2号 平成26年度東葛中部地区総合開発事務組合歳入歳出決算の認定について
日程第 7 一般報告
日程第 8 一般質問

出席議員（6名）

1番	井崎義治君	2番	海老原功一君
3番	関口隆明君	4番	古川隆史君
5番	青木章君	6番	坂巻宗男君

説明のため議場へ出席した者

管理者	秋山浩保君	副管理者	星野順一郎君
代表監査委員	菅生泰久君	会計管理者	小林敬一君
事務局長	鈴木茂美君	主管者	飯田晃一君
主管者	田中佳二君	主管者	大畑照幸君
総務課長	神野宏美君	総務課副参事	染谷誠君
斎場長	渡邊哲也君		

職務のため議場へ出席した者

総務課副主幹 吉澤誠君

午前10時3分開会

○臨時議長（関口隆明君）ただ今から、東葛中部地区総合開発事務組合議会、平成27年第3回定例会を開会いたします。

午前 10 時 3 分開議

直ちに会議を開きます。

まず初めに、定例会招集の挨拶並びに事業報告を求めます。秋山浩保
管理者。

〔管理者 秋山浩保君挨拶〕

○管理者（秋山浩保君） はい。

本日、ここに東葛中部地区総合開発事務組合議会平成 27 年第 3 回定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中御出席を賜り、誠にありがとうございます。

既に皆様御承知のとおり、平成 27 年 9 月 9 日開催の柏市議会平成 27 年第 3 回定例会におきまして、古川隆史さんが議長に就任されました。また、本年 12 月 4 日開催の我孫子市議会平成 27 年第 4 回定例会におきまして、坂巻宗男さんが議長に就任されました。心からお祝い申し上げ、市政発展のため今後の御活躍をお祈りいたしますとともに、本組合の運営につきまして御指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、今定例会の開会に当たり、前定例会以降における組合の主要事業の進捗状況について御報告をいたします。

初めに、みどり園改築等 P F I 事業です。

みどり園改築等 P F I 事業の平成 26 年度における維持管理業務及び運營業務について、平成 27 年度第 2 回みどり園指定管理者審査会を 11 月 18 日に開催いたしました。そこでは、事務組合で実施した平成 26 年度の年間モニタリングの内容等を審査していただき、事務組合で行った評価が適切であるかを確認いただきました。

審査会の中では、指定管理者である大久保学園が平成 26 年度事業計画書に基づく事業運営を行ったところ、事務組合の要求水準書と照らし合わせたモニタリング評価結果において、おおむね適正に実施されているとの評価をいただきましたが、最終的な取りまとめを行ない、公表していく予定であります。

また、モニタリングのあり方として、施設での虐待が発生しないような管理をしていくことや、みどり園運営全般においては、職員の育成や高齢利用者への対応に関してアドバイスをいただきました。

今後は、定期モニタリングを実施していきながら、みどり園の管理・運営体制につきまして、万全を期し、利用者・保護者の皆様が安心して、安全に過ごしていただけるよう、さらに監視体制を充実してまいります。

次に、ウイングホール柏斎場の関連でございます

今年度においては、ウイングホール柏斎場整備等基本計画の策定を行っております。

将来的に火葬需要の増加が見込まれる中、火葬場及び斎場における行政としての役割を果たし、施設を通じた持続可能なサービスを確保することが必要となります。そこで、本年10月にコンサルティング業者と契約を締結いたしまして、将来の施設運営の方法や施設整備計画の策定を行っております。

今後20年間の火葬需要に対して、整備時期や運営方法、実施に必要な事業費などの算出を行ない、最適手段を選択するため関係市と協議を行ないながら、事務組合としての方針決定を行ない基本計画の策定を行っていくものです。

最終的な基本計画は、本年度の完成を目途に、事務組合として運営方針及び財政基盤を確保しながら、実施計画への具体化に向け、将来にわたる斎場の適正な運営と整備を、計画的に実行していくための指標を形成することを目的としております。

今後も、関係市におかれましては、御協力、御支援を賜りながら進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、前定例会以降の各事業の取組について御報告いたします。まず、みどり園の関連です。

みどり園では現在、施設入所者とみどりの家の利用者数には、当初からの変更はございません。なお、短期入所の利用は、本年6月から11月末日までで141人、延べ2,020日の利用となっております。

また、10月18日には、大久保学園主催のみどり園祭が開催され、多くの関係者の方々が御来園され盛大に行われました。

関係各位におかれましては、今後も一層の御支援をみどり園に賜りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、ウイングホール柏斎場の関連でございます。

ウイングホール柏斎場は斎場としてオープン以来20年が経過いたしました。

主要業務になります火葬炉の点検・修理等は、定期的を実施しており、その他の空調設備等の機器類も、経年劣化による老朽化が進んでいることから、定期点検や修繕等による延命化をはかっている状況です。

今後も斎場施設を利用される方への利便性の向上とサービスの充実、安全と安心の健全な施設運営に努めて参ります。

最後になりましたが、本日は、個人情報保護条例の一部を改正する条例と決算の認定の2議案について御審議いただく予定となっております。議員各位におかれましては、何とぞ御賛同賜りますようお願い申し上げます。開会に当たっての挨拶並びに事業報告といたします。

○臨時議長（関口隆明君） ありがとうございます。

ここで御紹介をいたします。

ただいまの挨拶にもありましたように、去る27年9月9日に行われた、柏市議会平成27年第3回定例会におきまして議長選挙が行われ、古川隆史議員が当選されました。

また、平成27年12月4日、我孫子市議会平成27年第4回定例会におきまして議長選挙が行われ、坂巻宗男議員が当選されました。

組合規約第5条第2項の規定により、出席しておられますので、御紹介をいたします。

古川隆史議員の挨拶を許します。

〔4番議員 古川隆史君挨拶〕

○4番議員（古川隆史君） 古川でございます。よろしく申し上げます。

○臨時議長（関口隆明君） ありがとうございます。続きまして、坂巻宗男議員の挨拶を許します。

〔6番議員 坂巻宗男君挨拶〕

○6番議員（坂巻宗男君） 我孫子市議会の坂巻です。どうぞよろしくお願いたします。

○臨時議長（関口隆明君） 日程に入ります。

○

○臨時議長（関口隆明君） 日程第1、議長選挙を議題に供します。

議長が組合規約第6条第2項第2号の規定により、平成27年11月30日をもって議長の職でなくなったので、会議規則第9条の規定により選挙を行います。

会議規則第10条の規定により、選挙の方法についてお諮りいたします。

〔「臨時議長」と呼ぶ者あり。〕

○5番議員（青木章君） はい。臨時議長。

○臨時議長（関口隆明君） はい。

○5番議員（青木章君） 議長選挙の方法につきましては、慣例によりまして、指名推選の方法にいたしたいと思っておりますので、お諮りを申し上げます。

○臨時議長（関口隆明君） お諮りいたします。

ただいま青木章議員から、指名推選の方法によるという発言がございました。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○臨時議長（関口隆明君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙は指名推選による方法と決しました。

お諮りいたします。

青木章議員を、議長の指名推選者にいたしたいと思いを。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○臨時議長（関口隆明君） 御異議なしと認めます。

よって、青木章議員によって指名することに決しました。

青木章議員。

○5番議員（青木章君） はい。

議長には、柏市議会議長の古川隆史議員を指名推薦いたしたいと思いをするので、お諮りをお願いいたします。

○臨時議長（関口隆明君） はい。お諮りいたします。

議長には、青木章議員において指名推薦のありました、柏市議会議長の古川隆史議員ということですが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○臨時議長（関口隆明君） はい。御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名推選のありました、柏市議会議長であります、古川隆史議員が議長に当選いたしました。

ただいま、議長に当選されました古川隆史議員が場内におりますので、本席から会議規則第11条第2項の規定による当選の告知をいたします。

議長に当選されました、古川隆史議員の挨拶を許します。

〔議長 古川隆史君挨拶〕

○議長（古川隆史君） はい。御推挙賜りまして大変光栄でございます。しっかり務めますのでどうかよろしくをお願いいたします。

○臨時議長（関口隆明君） 暫時休憩いたします。

午前10時10分休憩

○

午前10時10分再開

○議長（古川隆史君） それでは、会議を再開いたします。

○

○議長（古川隆史君） 日程第2、副議長選挙を議題に供します。

副議長が組合規約第6条第2項第2号の規定により、平成27年8月31日をもって副議長の職でなくなったので、会議規則第9条の規定により、選挙を行います。

会議規則第10条の規定により、選挙の方法についてお諮りいたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり。〕

○2番議員（海老原功一君） 議長。

○議長（古川隆史君） 海老原功一議員。

○1番議員（海老原功一君） 副議長の選挙の方法につきましては、慣例によりまして、指名推選の方法にしたいと思っておりますので、どうぞお諮りをお願いいたします。

○議長（古川隆史君） お諮りいたします。

ただいま海老原功一議員から、指名推選の方法によるという発言がございました。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（古川隆史君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙は指名推選による方法と決しました。

お諮りいたします。

海老原功一議員を、副議長の指名推選者にいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（古川隆史君） 御異議なしと認めます。

よって、海老原功一議員において指名することに決しました。

海老原功一議員。

○2番議員（海老原功一君） はい。

副議長には、我孫子市議会議長の坂巻宗男議員を指名推選したいと思っておりますので、どうぞお諮りをお願いいたします。

○議長（古川隆史君） お諮りいたします。

副議長には、海老原功一議員において指名推選のありました、我孫子市議長の坂巻宗男議員ということでございますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（古川隆史君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名推選のありました、我孫子市議会議長であります坂巻宗男議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました、坂巻宗男議員が場内におられますので、本席から会議規則第11条第2項の規定による当選の告知をいたします。

副議長に当選されました、坂巻宗男議員の挨拶を許します。

〔副議長 坂巻宗男君挨拶〕

○6番議員（坂巻宗男君） ただいま皆様の御推挙をいただきました、坂巻でございます。議長を補佐して円滑な議会運営に心掛けていきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（古川隆史君） ここで報告をいたします。

地方自治法第121条の規定による説明員の出席要求に対し、当局より説明員の職・氏名の通知がありました。

また、監査委員から平成27年4月分から6月分に関する例月現金出納検査の結果報告がありました。

また、管理者から平成26年度東葛中部地区総合開発事務組合継続費精算報告書について報告がありました。

いずれも各位のお手元に配付の印刷物により、御了承願います。

以上で報告を終わります。

○

○議長（古川隆史君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

会期は会議規則第4条第1項の規定により、本日1日と定めたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（古川隆史君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○

○議長（古川隆史君） 日程第4、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第19条の規定により、議長において、井崎義治議員及び青木章議員を指名いたします。

○

○議長（古川隆史君） 日程第5、議案を上程いたします。

議案第1号を議題にいたします。

〔末尾参照〕

○議長（古川隆史君） 説明を求めます。事務局長。

○事務局長（鈴木茂美君） はい。

議案書1ページでございます。

議案第1号は、東葛中部地区総合開発事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第31条の規定により、地方公共団体である事務組合が保有する特定個人情報の取扱い等について、必要な措置を講じるため、東葛中部地区総合開発事務組合個人情報保護条例の一部を改正しようとするものです。

主な内容について、御説明申し上げます。

まず一つ目に、番号法の制定に基づき、条例第2条の定義に特定個人情報を追加するものです。

特定個人情報とは、個人番号をその内容に含む個人情報であると定義するものです。

また、その個人番号とは、住民票コードを変換して得られる番号であって、当該住民票コードが記載された住民票に係る者を識別するために番号法第7条の規定により指定されるものです。

二つ目としまして、条例第50条の開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等の次に特定個人情報の利用、提供等の特例に関する条文を1条追加し、番号法の適用により、現行条例の制限規定・例外規定を除外するとともに、読替規定を設けるものです。

読替規定の主な内容といたしましては、番号法に基づく特定個人情報について、その収集・保管・利用・提供の制限及び安全の確保に関すること、またその開示・訂正・利用停止の各請求につき、本人及び法定代理人のほか、本人の委任による代理人についてもこれを行うことができること、また番号法違反行為が行われた場合、利用停止等の請求を行うことができることなど、番号法の制定を受け、条例をより厳格に定めた内容となっております。

何とぞ御理解、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（古川隆史君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

何か質問ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（古川隆史君） 質疑はないものと認めます。

よって、質疑を打ち切ります。

採決を行います。

議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（古川隆史君） 挙手全員でございます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○

○議長（古川隆史君） 日程第6、議案第2号を議題に供します。

〔末尾参照〕

○議長（古川隆史君） 説明を求めます。事務局長。

○事務局長（鈴木茂美君） はい。

議案第2号は、平成26年度東葛中部地区総合開発事務組合歳入歳出決算の認定についてでございます。監査委員の意見を付して認定を求めようとするものでございます。

概要について説明をさせていただきます。議案別冊、平成26年度歳入歳出決算書を御覧ください。

1 ページ、一般会計決算総覧でございます。

歳入につきましては、予算現額 9 億 2 9 万 4, 4 8 5 円に対しまして、収入済額 9 億 9 1 2 万 6, 8 5 1 円で、予算現額と収入済額との比較では、8 8 3 万 2, 3 6 6 円の増となりました。

歳出は、予算現額 9 億 2 9 万 4, 4 8 5 円に対しまして、支出済額 8 億 7, 0 6 5 万 8, 1 1 3 円、翌年度繰越額が 1 1 8 万 8, 0 0 0 円で行ったので、不用額として 2, 8 4 4 万 8, 3 7 2 円となりました。この結果、歳入歳出差引残高は、3, 8 4 6 万 8, 7 3 8 円となりました。

次に、3 ページ、歳入歳出総括表の歳入です。予算現額に対して、収入済額が増となりました主なものは、1 款の分担金及び負担金でございまして、約 8 0 7 万円の増でございます。要因としましては、障害者福祉費負担金におきまして、施設訓練等支援費負担金の施設入所に係る生活介護費用の前年度 3 月分で約 5 5 0 万円の増でございます。

また、減になった主なものは、2 款の使用料及び手数料でございます。衛生使用料の式場使用料が当初予定していた件数よりも減となり、金額として約 2 4 3 万円の減となっております。

続きまして、4 ページ、歳出です。総務費を始めそれぞれで不用額がございます。主なものは、衛生費の約 1, 1 8 1 万円でございます。要因としまして、需用費における光熱水費の不用額が約 5 7 4 万円が生じたこと。これは、節水等に心掛けたこと、火葬件数の利用が想定よりも少なかったことによる減が要因でございます。

これらの結果、生じました歳入歳出差引残高、3, 8 4 6 万 8, 7 3 8 円につきましては、全額翌年度への繰越しとさせていただきたいところでございます。

次に、1 8 ページでございます。財産に関する調書のうち公有財産でございます。建物について、みどり園において、最後に建設されました日中活動棟の南側建物が完成となり、延べ床面積 9 9. 1 2 平方メートルの増となっております。

続きまして、2 1 ページ、基金でございます。まず、財政調整基金は、基金の運用を行ったことによる運用利子が発生した一方で、民生費の運営費への繰入れを行った結果、約 3, 7 1 0 万円の減となりました。このため、年度末残高は、1 億 7, 5 1 6 万 8, 9 2 9 円となりました。施設整備基金につきましても、運用利子がございましたが、みどり園の日中活動棟南側建物等の公有財産購入費に繰入れを行った結果、約 3, 1 1 5 万円の減となり、年度末残高は 8, 2 8 8 万 5, 1 1 8 円となっております。

簡単ではございますが、平成 2 6 年度歳入歳出決算について御説明申

上げました。

なお、先日、監査委員による決算審査を受けた際に、監査委員から、歳入歳出の執行状況はおおむね良好であると認められるとの講評を頂きました。けれども、財政状況の把握には、公会計の貸借対照表の作成が有用であり、今後作成を視野に入れるとともに、歳入の原資には、住民税が反映されていることを理解し、より一層の経費削減に努められたいとの御指摘、御意見も受けております。

事務組合としましては、今後ウイングホール柏斎場の施設維持管理の検討を行いながら、基金の有効的な活用及び効率的な事業運営を進めて、市負担金の抑制に反映されるよう務めてまいりたいと考えております。

何とぞ御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（古川隆史君） 説明が終わりましたので質疑に入ります。

何か質疑がございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（古川隆史君） ないものと認めます。

よって、質疑を打ち切ります。

採決を行います。

議案第2号を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（古川隆史君） 挙手全員でございます。

よって、議案第2号は原案のとおり認定されました。

○

○議長（古川隆史君） 日程第7、一般報告を行います。

お諮りいたします。

一般報告につきましては、別紙印刷物をもって省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（古川隆史君） 御異議なしと認めます。

よって、一般報告は別紙印刷物をもって省略いたします。

○

○議長（古川隆史君） 日程第8、一般質問を行います。

質問を許します。質問はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり。〕

○議長（古川隆史君） ないものと認めます。

よって、一般質問を終結いたします。

○議長（古川隆史君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました事件等は、すべて議了いたしました。

これをもちまして、東葛中部地区総合開発事務組合議会平成27年第3回定例会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午前10時23分閉会

会議規則第19条の規定により下記に署名する。

平成28年 2月 5日

議会臨時議長 関 口 隆 明

議会議長 古 川 隆 史

議会議員 井 崎 義 治

議会議員 青 木 章

平成 2 7 年 1 2 月 2 5 日

東葛中部地区総合開発事務組合
平成 2 7 年第 3 回定例会

議案第 1 号～議案第 2 号

東葛中部地区総合開発事務組合

議案第 1 号

東葛中部地区総合開発事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

東葛中部地区総合開発事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 27 年 12 月 25 日提出

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者 秋 山 浩 保

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 31 条の規定により，事務組合が保有する特定個人情報の取扱い等について必要な措置を講じたいので提案する。

東葛中部地区総合開発事務組合条例第 号

東葛中部地区総合開発事務組合個人情報保護条例の一部を改正する条例

東葛中部地区総合開発事務組合個人情報保護条例（平成17年東葛中部地区総合開発事務組合条例第2号）の一部を次のように改正する

第2条に次の1項を加える。

- 6 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

第50条の次に次の1条を加える。

（特定個人情報の利用，提供等の特例）

第50条の2 実施機関が保有し，又は保有しようとする特定個人情報に関しては，第5条第2項及び第3項，第8条第2項ただし書，第11条第2項第2号から第4号まで，第3項及び第4項並びに第12条の規定は適用しないものとし，他の規定の適用については，次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は，同表の右欄に掲げる字句とする。

読み替えられる規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第11条第1項	法令等の規定に基づく場合を除き，利用目的	利用目的
	自ら利用し，又は提供してはならない	自ら利用してはならない
第11条第2項各号 列記以外の部分	自ら利用し，又は提供する	自ら利用する

第 1 1 条 第 2 項 第 1 号	本人の同意があるとき又は本人に提供するとき	人の生命，身体又は財産の保護のために必要がある場合であって，本人の同意があり，又は本人の同意を得ることが困難であるとき
第 1 5 条 第 2 項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）
第 1 6 条 第 2 項，第 2 6 条 第 1 項，第 2 7 条 第 4 項，第 3 2 条 第 2 項 及び 第 4 0 条 第 2 項	法定代理人	代理人
第 1 7 条 第 2 号，第 3 1 条 第 2 項 及び 第 3 9 条 第 2 項	未成年者又は成年被後見人の法定代理人	代理人
第 3 9 条 第 1 項 第 1 号	第 5 条 の 規 定 に 違 反 し て 収 集 さ れ た と き 又 は 第 1 1 条 第 1 項 及 び 第 2 項 の 規 定 に 違 反 し て 利 用 さ れ て いる と き	第 5 0 条 の 2 の 規 定 に よ り 読 み 替 え て 適 用 す る 第 1 1 条 第 1 項 及 び 第 2 項 （ 第 1 号 に 係 る 部 分 に 限 る 。 ） の 規 定 に 違 反 し て 利 用 さ れ て いる と き ， 番 号 法 第 2 0 条 の 規 定 に 違 反 し て 収 集 さ れ ， 若 し く は 保 管 さ れ て いる と き

		又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第39条第1項第2号	第11条第1項，第2項又は第3項	番号法第19条

附 則

この条例は，公布の日から施行する。ただし，第50条の次に1条を加える改正規定は平成28年1月1日から施行する。

平成 26 年度東葛中部地区総合開発事務組合歳入歳出決算の認定について

平成 26 年度東葛中部地区総合開発事務組合歳入歳出決算について、監査委員の意見を付して次のとおり認定を求める。

平成 27 年 12 月 25 日提出

東葛中部地区総合開発事務組合
管理者 秋山浩保

平成26年度東葛中部地区総合開発事務組合歳入歳出決算書
(別冊)